

質問事項 (案)

質問事項の回答は、10月10日(土)までに、橿原市聴覚障害者協会事務局あて、FAX (0744-29-2861)までお願いいたします。

1. 手話言語条例の制定について

ろうあ者が家庭や学校、地域社会などあらゆる場面で手話を自由に使える環境を作るためにも、鳥取県のように「手話言語条例」が必要と考えています。

奈良県における「手話言語条例」を制定することについて貴殿のご見解をお聞かせください。

- 具体的には
- * 医療関係、公共施設、公共交通機関に手話通訳の設置。
 - * 年に何回か学校で手話を学ぶ機会を設ける。
 - * 聴覚障害者が見てわかる表示を増やす。

解答欄

全国の自治体で「手話言語条例」を制定しているのが、3県18市町に止どまっている現状を看過することはできません。手話言語をコミュニケーション手段の一つとして広く認知し、ろう者の皆さんが心豊かな社会生活を営む事が出来るよう、奈良県及び橿原市において「手話言語条例」制定へ向け取り組んでまいります。

2. 橿原市の手話奉仕員養成講座について

橿原市では、毎年手話奉仕員養成講座を実施しています。今後ともその継続を強く望みます。貴殿のご見解をお聞かせください。

解答欄

手話言語が独自の言語体系を持つ文化的遺産であるとの観点から、手話を理解する手話奉仕員を養成することは意義のあることと考えています。現在、実施の講座は定員が30人と少なく、全23回で終了していますが、対象年齢を下げるなど広範な方々に受講の機会を広げるべきと考えます。

3. 手話通訳者の働く場の確保

手話通訳者の国家資格に「手話通訳士」という資格があります。しかし現在、手話通訳士の国家資格を取得してもそれを活かせる場面が極端に少ない状況にあります。せっかく取得した国家資格を有効に活用するためにも、手話通訳者が業務として働く場所を拡充することが急務であると考えています。貴殿のご見解をお聞かせください。

解答欄

奈良県民全体の課題との認識に立ち、奈良県と市町村が協働して手話通訳を必要とする機会を精査、確定し広報誌等で広く周知した上で、学校現場における言語教育の一環として手話通訳者を派遣するなど、働く場所の確保へ向けた取り組みをいたします。

4. 高齢聴覚障害者の支援

現在、高齢者支援のために介護保険法等が施行され、それに基づく介護保険事業が展開されていますが、どれも聴覚障害者には利用しにくいものがあります。老人ホーム等に入所された高齢聴覚障害者もほとんどが健聴者との共同生活になじめず、心細い余生を過ごしている状況が報告されています。

高齢聴覚障害者という、高齢者全体で見ると少数派ですが、聴覚障害者も介護保険料を支払っているため、聴覚障害者のニーズにあった介護保険サービスを受ける権利を有していると考えます。このことについて、貴殿のご見解をお聞かせください。

解答欄

この件は真摯に受け止めねばならない課題です。介護事業所は厳しい経営状況のなかで職員のスキルを上げる余裕がなく、高齢で聴覚障害のある方への対応は遅れています。職員が手話準社員養成講座を受講するなど、事業所に手話を理解できる人員の常駐をめざす事業所へ、優遇措置を講じる必要があります。

5. その他

聴覚障害者福祉施策について、特に取り組みたいとされていることをお聞かせください。

解答欄

ろう者の方とろう者以外の人たちが、地域社会で共生できる環境づくりが必要と考えています。そのため行政の責務及び市民の役割を明確にし、手話を学ぶ機会の確保に努め、学校教育の一環として子どもが手話言語を理解できる機会をつくるべきと考えています。